

南相馬市民130人による原発ADR事件についてのお知らせ (緊急時避難準備区域内の滞在者慰謝料についての和解案の概要)

原発被災者弁護団
問合せ 〒105-0001
港区虎ノ門1丁目8番16号 第2升本ビル5階
TEL: 0120-730-750

当弁護団は、平成23年12月28日、南相馬市内の住民130人(34世帯)を代理して、原子力損害賠償紛争解決センターに対し、東京電力株式会社を被申立人とする和解仲介(原発ADR)を申し立てていましたが、本日午前10時に開催された第4回口頭審理期日において、同センターから和解案及びその理由が提示されました。

このうち、重要な争点となっていた、緊急時避難準備区域内の自宅滞在者(緊急時避難準備区域から避難せずに自宅に留まった方、及び一旦は避難したが帰宅した方をいいます。以下同じ。)の慰謝料についての、和解案の概要をお知らせいたします(その他の和解案の概要については別紙をご参照ください)。

中間指針等及び東京電力の見解

中間指針は、平成23年4月22日までの屋内退避者の慰謝料額を一人10万円と定めていますが、その後の期間についての慰謝料を明確に定めていません。また、中間指針第二次追補は、自宅滞在者について、「個別具体的な事情に応じて」賠償の対象となり得ると定めていますが、基準は明確にされていません。

※「屋内退避区域の指定が解除されるまでの間、同区域において屋内退避をしていた者(略)につき、一人10万円を目安とする。」(中間指針19頁V)

※「第1期又は第2期において帰還した場合や本件事故発生当初から避難せずにこの区域に滞在し続けた場合は、個別具体的な事情に応じて賠償の対象となり得る。」(第二次追補8頁5))

東京電力は、中間指針等を理由として、自宅滞在者については平成23年4月22日までの一人10万円の慰謝料しか認めない(但し、妊婦及び子については、中間指針追補が定める範囲で自主避難対象区域の自主避難者と同様の増額を行う。)という見解を示しました。

申立人の主張

自宅滞在者の多くは、家族や仕事、地域の役職上の必要その他により、避難をしたくても避難できず、又は一旦は避難しても自宅に戻らざるを得ない事情を抱えていました。自宅で生活しているといっても、人口の大幅な減少、地域医療の崩壊、小中学校等の閉鎖や教育環境の悪化、地域経済の停滞等により、生活基盤の喪失による不便や不安に苦しみ、今後にも大きな不安を感じていました。

このような自宅滞在者の精神的苦痛は、多くの不便や不安を抱えながら避難生活を送っている方の精神的苦痛と同程度であり、慰謝料の面で、自宅滞在者と避難者に、東京電力が主張するような大きな差を認めるべきではありません。申立人は本件ADR手続きにおいてその旨を主張し、南相馬市の生活基盤が喪失している実態や、自宅滞在中でも本件事故以前にはなかったようなご苦労、ご心痛があったことを立証してまいりました。

原子力損害賠償紛争解決センターも、このような南相馬市の状況を理解するため、平成24年3月4日に、仲介委員や調査官が南相馬市を訪問し、25世帯の申立人から直接被害の状況を聴き取る手続を行いました。

和解案

滞在者慰謝料として

- ①本件事故以降平成23年9月末まで 1人当たり月額10万円
- ②平成23年10月から平成24年2月末まで 1人当たり月額 8万円

※ 個別具体的な事情により、別途増額されます。

※ 本和解案は平成24年2月末までを対象としたものであり、平成24年3月以降の慰謝料についての判断は示されていません。従って、平成24年3月以降の慰謝料も、今後の手続等で認められる可能性があります。

